

# 年金受給者の生活を支援します



年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

## ■対象となる方

### 【老齢基礎年金を受給している方】

#### 支給条件

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

### 【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

#### 支給条件

- ・前年の所得額が約462万円以下である

## ■請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方  
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。
- ②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方  
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。  
※日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めめることはありません。不審な電話等にはご注意ください。



### 【お問い合わせ】

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092 (ナビダイヤル)

年金給付金 検索



# 11月・12月は「合同滞納整理強化月間」!

●町税の納付忘れは  
ごさいませんか?

●町税は納付期限内に  
納付しましょう

町、県および和歌山地方税回収機構では、11・12月を合同の「滞納整理強化月間」として、税収確保および納期限内に納税いただいた方との公平を確保するため、滞納者の財産の差押えを集中的に実施するなど、合同で滞納整理の強化に取り組みます。

納期限を過ぎていてもかかわらず、納付されていない方は、至急、金融機関で納付してください。

また、何らかの事情で納付できない方は、未納のまま放置することなく、納税方法について税務課まで必ずご相談ください。

## 【夜間納税および

### 相談窓口の開設】

下記のとおり、夜間の納税および相談窓口を開設しますのでご利用ください。



日時：令和元年11月14日(木)  
15日(金)  
12月19日(木)  
20日(金)  
それぞれ、午後8時まで  
場所：役場別館1階 税務課

町税は自主的に納期限内に納付することが原則です。  
納期限までに町税を納付しない場合は、督促状が送付されます。督促状を発送した日から10日を経過した日までに、この町税にかかる徴収金を完納しない場合には、滞納処分(差押え)を受けることとなります。

※徴収金とは、本税に延滞金、督促手数料などを合わせたものです



お問い合わせは、  
(☎63・3802)まで。

**11月11日～17日は  
「税をきえる週間」**

この機会に、税金についてお気軽にご相談ください。

■税理士による無料相談所の開催

【とき】 11月13日(水)

10時～16時

【場所】

オークワロマンシティ  
1階エレベーターホール前

**税金のしくみを正しく  
抽選で賞品が当たる!**

■応募用紙設置場所

御坊納税協会、御坊税務署、御坊市役所・日高郡内町役場税務課

■応募対象者

御坊市内または日高郡内に在住・在学の方

■応募期間

11月1日(金)～15日(金)

■応募方法

応募ハガキを御坊納税協会へ郵送するか、御坊税務署、御坊市役所・日高郡内町役場税務課窓口にて提出してください。

■郵送先

〒644・0002

御坊市蘭419番地9

御坊納税協会

**「転出される方へ」  
バイクや軽自動車の  
名義変更・廃車手続きを  
お忘れなく**

バイクを

お持ちの場合

町外へ転出される方で、お持ちのバイクを転出先でも使用される場合や、お持ちのバイクを町内の方が使用される場合は、必ず税務課で手続きを行ってください。(※)



## — 税務署からのお知らせ —

### ☆年末調整説明会を開催します☆

平成31年分の年末調整説明会を下記のとおり開催します。

| 日時                           | 会場           |
|------------------------------|--------------|
| 令和元年11月15日(金)<br>13:15～15:00 | 御坊市民文化会館     |
| 令和元年11月21日(木)<br>13:15～15:00 | JAアグリセンターみなべ |

※両日とも消費税軽減税率制度説明会を15:10～16:00に開催

### e-Taxとダイレクト納付のご利用で 源泉所得税の納付がもっと便利に!

源泉所得税の納付手続等については、e-Taxを利用することで、所得税徴収高計算書の提出から納付までを税務署や金融機関へ出向くことなく、自宅やオフィスで簡単に行うことができます。なお、源泉所得税の手続のみを利用する場合は、電子証明書を取得・登録する必要はありません。また、納付すべき税額がない場合(納付税額0円)の徴収高計算書データについても送信することができます。

【お問い合わせ先】 御坊税務署 (☎22・0695)

※(125CC以下のバイクは税務課で、125CC超のバイクは和歌山運輸支局での手続きになります)

に車検証の住所変更の手続きを軽自動車検査協会で行ってください。

### 軽自動車をお持ちの場合

町外へ転出される方で、お持ちの軽自動車を転出先でも使用される場合は、住所変更後15日以内

※なお、既にバイク・軽自動車を所有していても廃車手続きをしないと軽自動車税が課税されますので、お心当たりの方は税務課にご相談ください。